

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	米国の武器禁輸措置	・米国は2021年12月8日にカンボジアに武器禁輸を課した。これは、当社製品に影響を与える可能性のある米国の技術の輸出禁止にさらに発展する可能性がある。	継続	・情報の提供を望む。	
5. 税制						
1	日機輸	法人税前払いの未還付	・カンボジアでは、法人税の前払として、毎月の売上高の1%を月次で申告納付しなければならない制度があるが、年度末に算出する要納税額を前払金額が上回った場合で、翌年度以降に繰り越されるのみで、還付が行われない。	継続	・前払という性格上、毎年ごとに還付されることを要望する。	・カンボジア税法第28条(前払事業所得税)
2	日機輸	クメール語での財務諸表作成の義務付け	・駐在員事務所・NPOに対しても会計監査局(ACAR)に対して、通常の税務申告に以外に、クメール語での財務諸表の提出が義務付けられた。法人税が発生しない企業にとっては事務上の手間だけがかかり、意味の無い制度となっている。また、制度そのものの運用についても曖昧な点が多く、組織運営上の妨げとなっている。	継続	・駐在員事務所及びNPOに関しては対象から除外することを希望する。	・The circular009 on use of language and currency in accounting records and financial statement
3	日機輸	二国間租税条約未締結による二重課税の発生	・日本とカンボジア間に租税条約が締結されていないため、二重課税が発生している点。 一駐在員の所得税を企業が支払う場合、当該所得税にFRINGE BENEFIT TAXとして更に所得税が課税されている。 一駐事には当てはまらないが、定款に登録されている非居住者の役員に対して、役員登録されているというだけで就労の事実があると判断されて、見做しで所得税が課税される。	継続	・二重課税を避けるべく、日本とカンボジア間の租税条約の締結を進めて頂きたい。	・税法
6. 雇用						
1	自動部品	人材育成不足	・アルファベットを知らないことにより製造指導が困難。	継続	・義務教育の拡充。	